

事務連絡
令和2年5月13日

各 国 公 私 立 大 学 学 生 支 援 担 当 課
各 公 私 立 短 期 大 学 学 生 支 援 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 学 生 支 援 担 当 課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 經 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 生 涯 学 習 ・ 社 會 教 育 主 管 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 會 学 習 ・ 安 全 課
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 学 生 ・ 留 学 生 課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について（周知）

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）に基づき、平成31年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「計画」という。）が閣議決定され、計画に基づき施策の推進が図られているところです。法においては、毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、啓発週間における取組として、計画では、文部科学省においても、関係省庁等と連携しつつ、学生に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に向け、大学等に対して普及啓発を推進するとされているところです。

これらを踏まえ、昨年度に引き続き、消費者庁からギャンブル等依存症に関する啓発用資料について、文部科学省に対して周知依頼がありました。

各国公私立大学及び高等専門学校におかれでは、教職員及び学生等への周知について、各都道府県及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれでは、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）への周知について、国立大学法人におかれではその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれでは所管の専修学校に対して、関係都道府県・指定都市教育委員会生涯学習・社会教育主管課におかれでは、域内の市町村教育委員会に対しても周知の上、消費者教育や依存症予防教育等の取組の中での御活用について、お取り計らい願います。

なお、周知に当たり、別添の資料について、次のURLよりデータをダウンロードすることができますので、周知に御活用ください。

【消費者庁ウェブサイト】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

※「御本人向け啓発用資料」、「御家族向け啓発用資料」、「ギャンブル等依存症について言及しているその他の啓発用資料」、「相談への対応に際してのマニュアル」の各見出しのリンクから御覧いただけます。

(参考)

【内閣官房ウェブサイト（ギャンブル等依存症対策推進本部事務局）】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/

※「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の見出しのリンクから御覧いただけます。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-6734-3276

FAX：03-6734-3719

令和元年5月13日
事務連絡

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
生涯学習推進課
文部科学省高等教育局
学生・留学生課

御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料の周知について（依頼）

ギャンブル等依存症対策については、推進の根拠法であるギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）の規定に基づき、平成31年4月に、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「計画」という。）が策定され、現在、計画の実現に向け、総合的な取組が推進されています。

計画に位置付けられた施策のうち、大学生等への啓発については、それらの世代への知識の普及が重要であることを踏まえ、これまで当庁が中心となって作成した青少年向けの啓発用資料を御省から大学等へ周知していただいたところであります。二年目となる啓発週間においても、引き続き、貴省から各大学等及び各教育委員会向けに当庁作成の啓発資料（別紙URL）について再度の周知を図っていただきたく、今回、改めて御協力をお願いするものです。

当庁では、国民各層への知識の普及のために啓発資料を幅広く活用していくこととしておりますが、その中でも、大学等や社会教育の場における周知は重要であると認識しております。よろしくお取り計らい願います。

【問合せ先】

消費者庁消費者政策課 新垣
MAIL kazuaki.arakaki.3fk@caa.go.jp
電話 03-3507-9186
FAX 03-3507-7557

(別紙)

(1) ギャンブル依存症等に係る啓発資料

①本人向け

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200331_01.pdf

②家族向け

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200331_01.pdf

③新生活を始めた方向け（ギャンブル等依存症以外の情報も含む）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200318_01.pdf

(2) 相談への対応に際してのマニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200331_04.pdf

※以上の資料はすべて消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

に掲載しています。上記資料のほか、ギャンブル等依存症に関する相談窓口についても紹介していますので、適宜ご活用ください。

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等にのめり込むと、様々な支障が発生します。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格によってなるものではありません。

★ビギナーズラックこそ要注意。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。



注意すべきポイントは？

★負けを取り戻すことはできないと分かっているのにやめられない。。。。

ギャンブル等依存症のサインでは？

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。



- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。

「愛好家」と「依存症が疑われる方」とはどのように違うの？

【L O S Tの概要】

※ 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会ウェブサイトから引用。

* 過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があると言われています。

● Limitless

…ギャンブル等をするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない。

● Once Again

…ギャンブル等に勝ったときに、「次のギャンブル等に使おう」と考える。

● Secret

…ギャンブル等をしたことを誰かに隠す。

● Take Money Back

…ギャンブル等に負けたときに、すぐに取り返したいと思う。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

御家族の皆様も、的確な対応のために 必要な環境へつながることが必要です。 「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により、「回復」が十分に可能ですが、留意すべき点があります。

ギャンブル等依存症のサインとは？

★ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みない、家庭内でのお金の管理について暴言を吐く、などの変化はありませんか？ギャンブル等依存症のサインかも。。。。

注意すべきポイントは？

★家族会や自助グループにつながり、的確に対応するためのノウハウを身に付けましょう。

★家族が状況に振り回されないようにするために極めて重要です。

- 家族会や御家族向けの自助グループは、ギャンブル等依存症の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等、様々な知見を蓄積しています。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、回復に至る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

【新生活スタート前の注意ポイント】

お金のトラブルを招かないための三つの「NO!」 知り合いからの勧誘でも要注意！

- ★ 知り合いの勧誘でも、「必ずもうかる」、「簡単にもうかる」といった誘い文句をうのみにしてはいけません。 [うまい話にNO!]
- ★ 見ず知らずの相手はもちろん、知り合いにもキャッシュカードの暗証番号等の個人情報を伝えてはいけません。 [個人情報の流出にNO!]
- ★ 知り合いの頼みや勧誘のためでも、安易に借金をしたり、連帯保証人になつたりしてはいけません。 [お金の負担・肩代わりにNO!]

エステや美容医療の事故やトラブルに要注意！ 今の美しさや健康を損なってからでは遅すぎます

- ★ 「今施術すれば安くなる」といった勧誘は要注意です。
- ★ 思わぬ事故になることもあります。リスクを事前に理解しましょう。

スマートフォンの使用・買い替えは、生活スタイルを意識

- ★ スマートフォン購入時は、毎月の支払額だけでなく総額を確認しましょう。
- ★ 自分の買い替え期間を意識しましょう。

引越し時期の分散と配達指定時間の在宅 クールで工コな新生活の合言葉

- ★ 3月末から4月上旬までは、引っ越しが特に混み合います。
- ★ 一人暮らしを始めてからも、荷物は一回の配達で受け取りましょう。

【新生活スタート後の注意ポイント】

規則正しい生活は健康な日常生活の基本です

- ギャンブル等への「のめり込み」は、ささいなストレスや「ビギナーズラック」からでも生じる可能性があります。「自分だけは大丈夫。」と思っていませんか。

★ 一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では、ギャンブル等へののめり込みから抜け出せません。

★ また、法令で定められた年齢に達しない方がギャンブル等をすることは、禁止されています。

* 5月は「消費者月間」、そして、5月14日から20日までは「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です。関係府省庁等においては、連携して、ギャンブル等依存症に関連する問題についての知識の普及に取り組んでいます。 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution_caution_012/)

身近な方々の様子に変わりはありませんか？

★ 御高齢の方を中心に、「商品を販売し、同時に預かり、他の人に貸し出し、運用して得られた利益を購入者に還元する」といったうたい文句で、「必ずもうかる」、「元本は保証する」といった勧誘を行う商法に関するトラブルが発生しています。

★ 「病歴の告知があっても加入できます」といった不実の説明に伴う生命保険の契約関連のトラブルや、暗号資産の話題性を悪用した悪質勧誘に関するトラブルなど、金融に関する知識が不十分なことにつけ込んだトラブルも発生しています。

★ そのほか、御高齢の方が、フィットネスクラブ等での運動中に骨折等の事故に遭うケースも見られます。

★ 離れて暮らしていても、ときには、御実家の親類の方々など、身近な方々の様子も確認しましょう。

おかしいと思ったら。。。
心配なことがある場合は。。。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**（局番なしの3桁番号）等の関係機関に御相談ください。

* このほかにも、消費者庁では様々な情報を提供しています。詳しくはこちらへ。 (<https://www.caa.go.jp/>)

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX:03-3507-7557）